

難聴高齢者補聴器購入費助成事業

※市から「交付決定」を受ける前に購入したものは、対象外です。

【難聴高齢者補聴器購入費助成事業とは】

聴力機能の低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入費用の一部を助成します。

【助成対象】

助成対象となる方・・・以下の要件をすべて満たす方

- (1) 市内に住所を有する65歳以上で、市民税非課税世帯又は生活保護世帯の方
- (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、聴覚障害による身体障害者手帳の交付の対象とならない方
- (3) 市内の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する聴覚障害の区分に指定された医師又は、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相談医が、補聴器の装用が有用であると判断した方
- (4) 労働者災害補償保険法など他の法令による購入助成を受けていない方
- (5) 購入する補聴器が、管理医療機器認証*を取得した補聴器であること
*厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関が管理医療機器に対して行った認証のこと
- (6) 過去に本事業による助成を受けた場合は、以下2点を満たす必要があります。
 - ・当該助成の対象となった補聴器の購入日から起算して5年を経過していること。
 - ・当該補聴器が有用でない場合であること

【助成金額】

補聴器の購入費の2分の1に相当する額
(左右どちらか1台のみ、上限3万円)
診察料・意見書作成にかかる費用は助成対象外です。



手続きの流れ

1. 1 ページ目の助成対象要件の（1）（4）（6）を満たしているか
ご自身で確認してください。
※（1）に関してはご自身の課税状況のみでなく世帯全員分の課税状況
を確認してください。
満たしている場合→2 へ
満たしていない場合→助成対象者ではありませんので申請できません。
2. 医療機関を受診
医療機関（※）を受診し、意見書を作成してもらいます。
診察料や意見書作成にかかる費用は自己負担です。
※市内の身体障害者福祉法第15条第1項に規定する聴覚障害の区分
に指定された医師または、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会認定補聴器相
談医に限ります。
3. 見積依頼（宛名は対象者とします。）
補聴器業者に対し、医師の意見書に基づいた見積書の作成を依頼してく
ださい。
※見積書を作成してもらう際、管理医療機器の認証番号を記載してもら
うようにしてください。
4. 申請
市へ下記の書類を提出してください。
【提出書類】
 - ・一宮市難聴高齢者補聴器購入費助成申請書（様式第1号）
 - ・一宮市難聴高齢者補聴器購入費助成に係る意見書（様式第2号）
（医師記入日から3か月以内であるものに限る）
 - ・購入する補聴器の見積書

5. 支給決定

提出された書類を審査し、必要と認められた場合は利用者に決定通知書を送付します。（申請が却下になった場合でもかかった費用等の助成はありません。）

6. 補聴器の購入（領収書の宛名は対象者とします。）

決定通知が届いたら、補聴器を購入します。

※決定通知が届く前の購入は、助成対象外になります。

7. 請求書等の提出（請求書は決定通知書に同封します。）

購入して概ね1か月以内に、以下2点の書類を市へ提出してください。

- ・一宮市難聴高齢者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）
※振り込みは本人名義の口座に限ります。
- ・領収書または領収書の写し

8. 助成金の受取

請求書に記入された振込先口座に助成金が振り込まれます。

※請求書受付日から概ね2～3週間後に振り込まれます。

申請場所はこちらです
一宮市役所高年福祉課（2階27番窓口）
尾西庁舎窓口課、木曾川庁舎総務窓口課



※聞こえの変化を感じたら、難聴の早期発見のため耳鼻科を受診しましょう。

難聴高齢者補聴器購入費助成事業 Q&A

2024年7月1日現在

	質問	回答
1	非課税世帯かどうか何を見たらわかりますか。	毎年6月頃に発行される市県民税の納税通知書により確認できます。お手元がない場合、市の窓口等で交付する所得課税（非課税）証明書（有料）により確認することができます。世帯全員分を確認してください。
2	かかりつけの耳鼻咽喉科の医師が補聴器相談医又は指定医なのか、どうやって確認したらよいですか。またかかりつけの耳鼻咽喉科の医師が補聴器相談医又は指定医ではない場合どうしたらよいですか。	かかりつけの医師にお尋ねいただくか、高年福祉課にお問い合わせください。市ウェブサイトでも確認することもできます。かかりつけの医師が相談医、指定医でない場合は、補聴器相談医又は指定医を紹介していただいた上で意見書の作成を依頼してください。
3	補聴器はどこで購入してもよいですか。	購入先の指定はありません。ただし、対象となる補聴器は管理医療機器認証を受けたものに限ります。対象となる補聴器を取り扱っている店舗で医師の意見書に基づいた見積書を入手し、申請してください。
4	一宮市に住民登録はありますが、一宮市外に居住している場合、対象になりますか。	対象にはなりません。一宮市に住民登録があり、一宮市内に居住している方が対象となります。
5	右耳が90 dB・左耳が40 dBで聴覚障害による身体障害者手帳の6級の交付対象外になるのですが、この場合、助成は受けられますか。	身体障害者手帳6級の交付対象外の方であれば受けられません。1ページ目(2)に該当していなくても、片耳の聴力レベルが70 dB以上、もう一方の耳の聴力レベルが30 dB以上70 dB未満の場合、対象となります。
6	付属品の購入費や送料、修理費用は対象となりますか。	付属品のみの購入は助成対象にはなりません。また、送料、修理費用に関しても助成対象にはなりません。

【お問い合わせ先】

一宮市高年福祉課 在宅福祉グループ

電話：28-9021（直通）